

使用水量認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、沼津市給水条例第26条の規定による使用水量の認定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に挙げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用水量 料金算出の対象となる水量をいう。
- (2) 検針水量 今回指示数から前回指示数を差し引いた水量をいう。
- (3) 異常水量 検針水量のうち、使用しなかった水量（検針水量から実績使用水量を差し引いた水量）をいう。
- (4) 実績使用水量 次に掲げるいずれかの水量をいう。ただし、20m³に満たない場合は20m³とする
 - ア 前年同期の使用水量
 - イ 前期の使用水量
 - ウ 前3期の平均使用水量
 - エ 水道メーター取り付け又は漏水修理後7日以上1日平均使用量に算出対象日数を乗じて求めた水量
 - オ 一般家庭の1人当たり平均使用水量に、家族人員数を乗じて求めた水量
 - カ 使用者と類似の業種、家族構成、生活状況等を参考に推定した水量
- (5) 認定 水道メーターの故障及び検針不能のため、計量が出来ないとき又は異常水量があるとき、第4条に基づき算出した水量を使用水量とみなすことをいう。

(認定の範囲)

第3条 使用水量の認定の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者が恒常的に不在等のため、検針できない場合。
- (2) 水道メーターが土砂・汚水等で埋没し、検針できない場合。
- (3) 水道メーターボックスの上の移動不可能な重量物、その他障害物のため、検針できない場合。
- (4) 猛犬、工事中、その他の理由により危険が予見され、検針できない場合。
- (5) 水道メーターの損傷、過・不進行、逆取り付け等により、使用水量を正確に検針できない場合。

(6) 水道メーター二次側取り付け部分から漏水が認められる場合。

(7) その他、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた場合。

（認定の方法）

第4条 前条第1号から第7号に該当するときは、実績使用水量を使用水量として認定するものとする。

（認定の修正）

第5条 超過及び過小認定その他の理由により、認定水量を修正する場合は次期以降の計量において調整するものとする。

（雑則）

第6条 この基準に処理しがたい場合は、管理者が別に定めるものとする。

付 則

この基準は平成10年6月10日から施行する。